

屋外広告物管理システム構築等委託業務 業務仕様書

(適用の範囲)

第1条 本仕様書は、高知県（以下「県」という。）が委託する屋外広告物管理システム構築等委託業務（以下「本業務」という。）について、受託者が遵守しなければならない作業を定めるものとする。

(業務の目的)

第2条 本業務は、屋外広告物管理業務のDX推進を図るべく、屋外広告物の業者や物件、位置情報を一元管理できる屋外広告物管理システムを導入し適切かつ効率的な運営を行うことを目的とする。

(留意事項)

第3条 本業務は、本仕様書によるほか、関係法令など以下の事項に留意し、担当職員の指示、監督のもとに実施するものとする。

- (1) 屋外広告物法
- (2) 高知県屋外広告物条例、同施行規則
- (3) 地理空間情報活用推進基本法
- (4) 地理情報標準プロファイル
- (5) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
- (6) 著作権法
- (7) 情報通信ネットワーク安全・信頼性基準
- (8) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律
- (9) 個人情報の保護に関する法律
- (10) 高知県個人情報保護条例
- (11) 高知県情報セキュリティポリシー
- (12) その他関係法令・諸規則

(業務範囲)

第4条 高知市を除く高知県全域とする。

(業務期間)

第5条 委託契約締結日の日から令和11年3月31日までとする。

※上記履行期限は令和7年度から令和10年度までの運用保守期間を含むものとし、システム構築に係る履行期限は令和7年3月25日とする。

(提出書類)

第6条 受託者は、本業務の実施にあたり、県の契約書等に定めるもののほか、以下の書類を

速やかに提出し、県の承諾を得るものとする。

- (1) 着手届
- (2) 管理技術者等通知書（経歴書・資格証の写し、直接雇用を証明する書類）
- (3) 業務工程表
- (4) 業務計画書
- (5) その他県が指示する書類

（配置予定技術者）

第7条 本業務を担当する受託者の選任する配置予定技術者は、本業務の意図や目的を十分に理解した上で、必要となる高度な技術と十分な実務経験を有した技術者を配置するものとする。

なお、配置予定技術者は受託者と直接かつ恒常的な雇用契約を結んでいること。

（業務の遂行）

第8条 受託者は、県の意図を十分に理解し、工程表に沿って本業務を行い、県と打合せを十分行うとともに、綿密な連携を保ち作業を行うものとする。また、本仕様書に記載していない事項であっても、技術上必要と認められるものについては、県と協議し補充するものとする。

（疑義）

第9条 本業務遂行にあたり、本仕様書に明示されていない事項について、疑義が生じた場合は、県、受託者で協議し、決定するものとする。

（貸与品及び閲覧資料）

第10条 本業務実施にあたり、県が受託者に貸与する資料は以下のとおりとする。また、県が必要と認める資料等については受託者に貸与若しくは、閲覧させるものとする。

- (1) 屋外広告物管理台帳（紙資料及びExcel形式）
- (2) 屋外広告物業者登録一覧（CSV形式）
- (3) 既存屋外広告物位置図（紙資料）
- (4) 規制区域及び許可区域CADデータ（SFX形式）
- (5) 高知広域都市計画図（DM形式）
- (6) 高知広域都市計画用途地域図（Shape形式）
- (7) その他必要資料

（貸与資料の保管・管理等）

第11条 受託者は、貸与資料等の保管管理については、その取扱いに十分注意するものとする。また、亡失、破損等が生じた場合は、受託者の負担において速やかに弁償若しくは修復しなければならない。

（資料の調達）

第12条 受託者は、県が貸与した資料のほか、本業務の目的を達成するために必要となる測

量成果やオープンデータ等を用いることを可とする。

(打合せ及び記録等)

第13条 受託者は打合せ及び記録簿については、下記の事項を遵守するものとする。

- (1) 受託者は、本業務の履行に際し県と打合せを行う。
- (2) 打合せは、本業務の契約締結後に着手時、中間打合せ3回及び成果品納入時の合計5回程度行うほか、進捗報告や整理、確認を行うことを目的に、技術的な打合せを実施する場合など、臨時に行う必要があると認められる場合、県又は受託者からの要請に基づき、適宜実施する。
- (3) 打合せには、県が任意に関係課職員を同席させることできるほか、打合せに要する資料は、受託者が作成する。
- (4) 打合せを実施した場合、受託者はその打合せ記録簿を作成し、県へ提出し確認を受けること。なお、本業務に関する件との打合せは、随時、本庁舎内又はオンライン会議で行うこと。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第14条 受託者は、本業務遂行上知り得た事項を漏洩してはならないものとする。また、受託した個人情報の保護を図り、善良なる管理者の注意を持って管理し、個人情報の外部への漏洩、滅失を防止しなければならない。

(情報セキュリティポリシー)

第15条 受託者は、本業務に係る行政情報の漏洩、滅失又は棄損の防止その他個人情報の適正な管理のため、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）並びに、本業務で構築するシステムについてクラウド上で稼働するためISO/IEC27017（クラウドサービスセキュリティ）に準拠した行政情報管理体制とセキュリティ体制を確保し業務を遂行すること。

受託者は、本業務における当該管理体制を業務着手時に提出する実施計画書に記載し、県の承認を得なければならない。また、受託者はその証として審査登録されている証明書を県へ提出すること。

(損害賠償)

第16条 受託者は、本業務遂行中は安全に留意し、交通の妨害または公衆に迷惑の生じないよう配慮するものとする。本業務遂行中に受託者が県及び第三者に損害を与えた場合は、発生原因、経過、被害等の状況を県に速やかに報告し、受託者の責任において処理解決するものとし、これに係る費用はすべて受託者の負担とする。

(成果品の帰属)

第17条 本業務における成果品の全ては、県に帰属するものとし、受託者は、県の承諾を受けずに複製、他に公表、貸与してはならない。また、成果品データの所有権は、県に帰属するものとする。なお、屋外広告物管理システムについて受託者が従前から有していたプログ

ラム構成部品の著作権の事項については対象から除くものとする。

(検査)

第18条 受託者は本業務の完了後は、県の完成検査を受けなければならない。また、県は、成果品の検査の結果、仕様書または協議にて決定・変更した事項（協議簿に記載する）等との相違があると認めた場合には、期日を定めて受託者に成果品を再提出させることができる。この場合において再提出に要する費用は受託者の負担とする。

(誤謬の修補義務)

第19条 受託者は、本業務の完了後、成果品に誤謬が認められた場合は、県の指示に従い、受託者の責任において速やかに修補の措置をするものとする。また、それに要する経費は、受託者が負担するものとする。

(業務カルテ作成・登録)

第20条 受託者は、調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）入力システムに基づく業務カルテを作成し、県の確認を受けた後にオンラインで提出しなければならない。また、登録後は（一財）日本建設情報総合センター発行の登録内容確認書を県に提出しなければならない。なお、業務カルテの提出期限は以下のとおりとする。

- (1) 受注時登録データ：土・日及び祝日等を除き、契約締結後15日以内
- (2) 完了時登録データ：土・日及び祝日等を除き、検査合格後15日以内
- (3) 変更時登録データ：登録データの変更のあった日から土・日及び祝日等を除き、15日以内

(業務内容)

第21条 本業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 県（出先事務所を含む）が管理する屋外広告物に関する各種情報を一元的に管理することができるシステムを構築するものとする。
- (2) システムの動作環境は高知県庁内クラウド上に構築するものとする。
- (3) 屋外広告物に関する情報とは、屋外広告業登録情報、屋外広告物管理台帳、屋外広告物位置図を指す。
- (4) 屋外広告業登録情報、屋外広告物管理台帳、屋外広告物位置図を基にデータベース及びGISデータを整備するものとする。屋外広告物の管理件数は約2,800件、位置図については住宅地図約8,000頁内のいずれかに記載しているものとする。
- (5) 【別紙1】に記載の屋外広告物規制区域についてシステムで閲覧できるようGISデータの整備を行うこと。整備を行うデータは「禁止地域等」「許可地域」「未指定地域」「広告景観形成地区の指定区間」とする。
- (6) 本業務で構築するシステムの安定稼働及び効率的な運用を図るため、令和7年度から令和10年度までの運用保守を実施するものとする。

(性能要件)

第22条 本業務の性能要件については、次のとおりとする。

(1) 屋外広告物管理システムの性能要件

ア 屋外広告物台帳システム

【別紙2】に記載の各種機能を保有するほか、「台帳管理」「業者管理」「講習会台帳管理」の情報がデータベース上で管理できるようにすること。

【別紙3】に記載の各種帳票が出力可能なシステムとすること。

業者情報など個人情報が含まれることから、台帳システムについては庁内ネットワーク内で運用するものとし、民間事業者のデータセンター上での運用やInternet系などの外部ネットワークでの運用は認めない。

イ 屋外広告物GISシステム

【別紙4】に記載の各種機能を保有するほか、屋外広告物の位置情報や屋外広告物規制区域を管理できるようにすること。

屋外広告物台帳システムと連携できる拡張性の高いシステムとすること。

(2) 屋外広告物管理システムの利用者要件

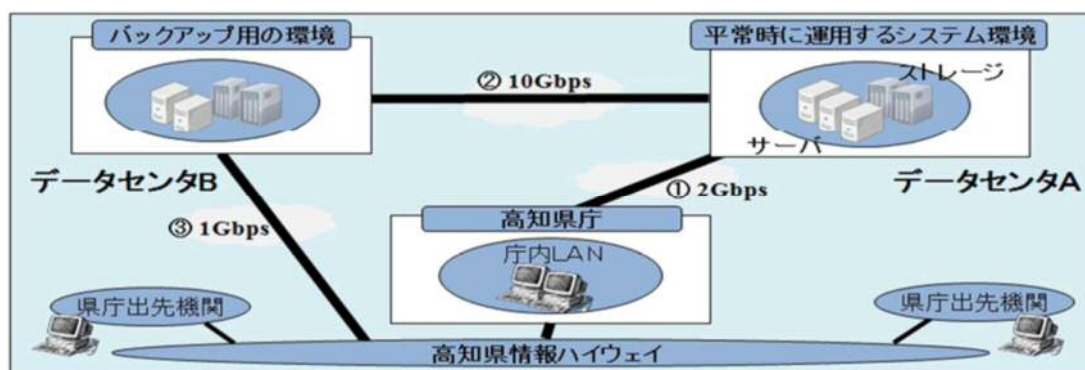
屋外広告物台帳システムの利用者は、県都市計画課職員のほか、出先事務所職員も対象とする。

屋外広告物台帳システムについてはライセンスフリーとし、屋外広告物GISシステムについては同時接続5ライセンスとする。

(3) 高知県庁内クラウドに関する性能要件

ア 屋外広告物管理システムを「データセンタA」で稼働させ、下図の①の通信回線を用いて屋外広告物管理システムを利用するものとする。

高知県庁内クラウドの概要等については【別紙5】【別紙6-1、6-2】のとおり。



イ 高知県庁内クラウドの仕様は以下のとおりとする。

No.	項目	内容
1	仮想化ソフトウェア	VMware vSphere 6 Enterprise 及び VMwareTools のインストールが必要
2	庁内クラウドソフトウェア	・ Windows Server 2019 (ダウングレード可) ・ RedHat ・ Oracle Database Standard Edition2 ・ McAfee VirusScan (サーバ用あり)

No.	項目	内容
3	仮想化マシン仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・仮想 CPU 数 1～4 ・メモリ 16GB まで ・ストレージ 1TB
4	その他留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・バックアップはスナップショットにより可能（5 世代まで、VMwareTools インストール必須） ・ファイル単位でのバックアップは業務システム側で実施 ・監視機能有り（CPU 稼働率、ポート監視など） ・上記を超えるリソースが必要な場合は、システムの仕様から必要なスペックを判断すること。

（運用保守要件）

第 2 3 条 運用保守の内容及び要件は以下を原則とするが、システムの安定稼働や効率的な運用に資するための工夫を図ること。

No	項目	内容	要件	備考
1	各種問い合わせ対応	電話等による問い合わせの受付、回答。	保守対象システムの動作不良やシステム操作に対する問い合わせ対応とする。(FAX/電子メール/電話による対応)	受付時間：平日 9:00～17:00 一次回答：平日 3 営業日以内 ※受付時間が 15:00 以降の場合は、受付日の翌営業日から換算するものとする。 一次回答の連絡手段：FAX/電子メール/電話
2	保守環境管理作業	保守環境の構築	本県同等の模擬環境を整備・保有する（問合せ時や動作検証時等に利用）。	常時
3	バックアップ作業	<ul style="list-style-type: none"> ①1 回/年のフルバックアップの実施 ②1 回/月のバックアップの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ①については、仮想化基盤内の本システムの振るバックアップを実施し、遠隔地に別途保管する。 ②については、DB サーバのバックアップを実施するものとし、サーバ仮想化基盤内で実施する。 	バックアップ作業については夜間実施を基本とする。
4	障害時対応	<ul style="list-style-type: none"> ①障害時切り分け ②障害発生原因及び影響範囲の調査 ③対策検討等の実施・報告 ④障害への即時対応・根本対応の実施 ⑤障害対応状況・結果の報告 	障害については、原因を調査し電話及びオンライン等にて対応する。なお、障害によりシステムの再インストールが発生する場合は、1 回のみシステムの再インストールを実施するものとする。作業完了後、作業報告書を提示するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ①障害時切り分けについては、サーバ仮想化基盤利用ガイドラインにおける「障害時切り分け 障害対応プロセス」に準じ、本システムに原因が起因する場合はその旨を貴県担当者へ報告し、相互に連絡を行うものとする。 ※再インストールの必要がある場合は、1 回のみシステムの再インストールを実施するものとする。

No	項目	内容	要件	備考
		⑥障害管理手順の文書化・説明実施		
5	ドキュメント管理及びアクセスログ報告	保守内で行うドキュメント管理	①保守手順書管理 ②利用状況管理 ③構成情報管理 ④システム管理 ⑤アクセスログ報告	①システムに関する保守（開発、試験及びリリース等）手順が定められた保守手順書の管理を実施。 ②システムの利用状況、利用者等に関する情報を管理。 ③システムの構成情報（システムの情報及び実装機器との関係等）の管理を実施。 ④システムに関する構成情報を管理。 ⑤アクセスログの年次報告。

(成果品のとりまとめ)

第24条 本業務の成果として、システム要件定義や製品仕様書などの検討経過を分かりやすく整理し、報告書を作成するものとする。

(成果品)

第25条 システム構築に係る成果品は、次のとおりとする。書類はA4版縦長横書き両面を原則とし、日本語表記のものを提出すること。電子媒体は、CD-R、DVD-R又は外付けHDDに格納し、納品するものとする。なお、電子媒体については、ウイルスチェックを実施すること。

- | | |
|-----------------------|------|
| (1) 業務報告書（実績工数を明記） | 1.0式 |
| (2) 打合せ記録簿 | 1.0式 |
| (3) 屋外広告物管理システム | 1.0式 |
| (4) 屋外広告物管理システム製品仕様書 | 1.0式 |
| (5) その他、調査職員が必要と認めるもの | |

運用保守における成果品は以下のとおりとする。書類はA4版縦長横書き両面を原則とし、日本語表記のものを提出すること。電子媒体は、CD-R又はDVD-Rにより提出すること。なお、電子媒体については、ウイルスチェックを実施すること。

運用保守における成果品は令和7年度から令和10年度を対象とする。

- | | |
|-----------------------------------|------|
| (1) 業務報告書（実績工数を明記） | 1.0式 |
| (2) 運用保守報告書（毎月の運用保守の状況が把握できるもの） | 1.0式 |
| (3) 打合せ議事録（対応後、速やかに提出する） | 1.0式 |
| (4) その他、県との打合せにおいて必要としたドキュメント（月次） | 1.0式 |
| (5) その他、調査職員が必要と認めるもの | |

(納入場所)

第26条 成果品納入場所は、高知県土木部都市計画課とする。

(提案上限価格)

第27条 提案上限価格については、以下のとおりとする。

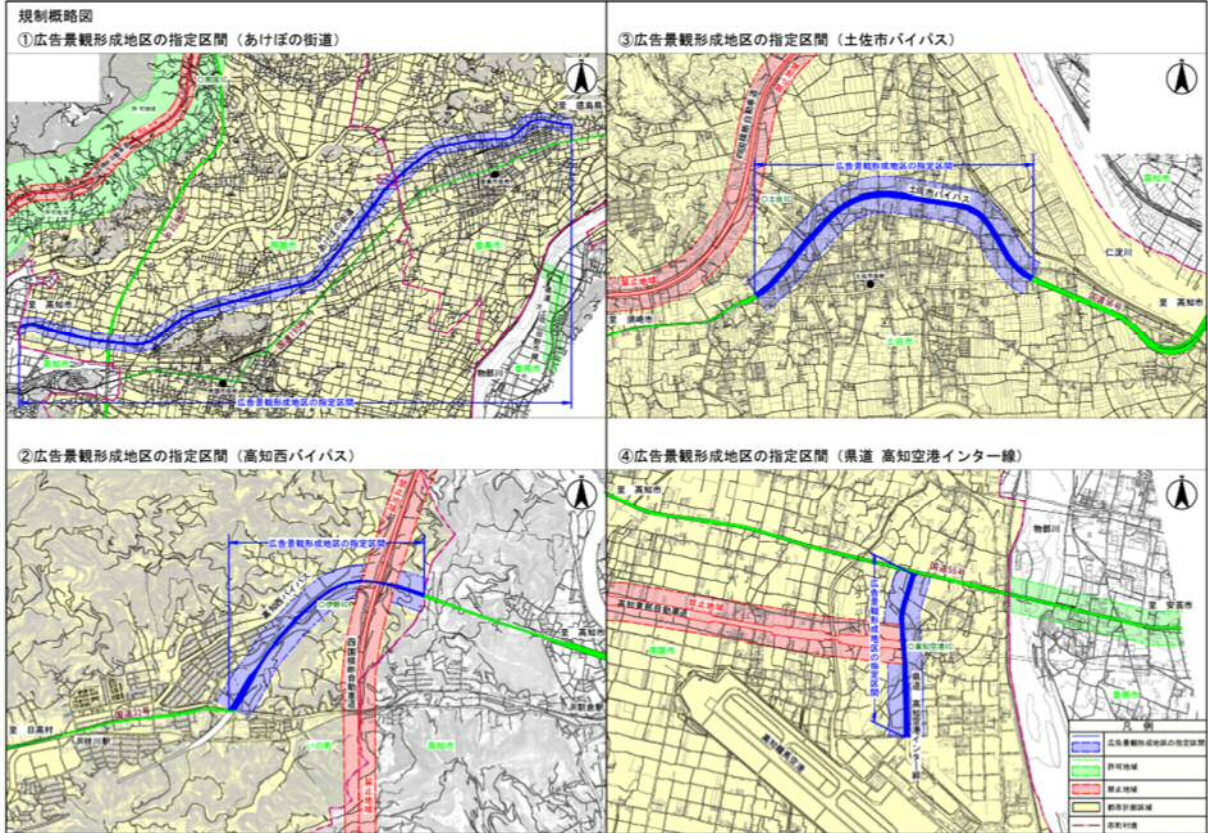
提案限度額：30,052,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

※年度別限度額

- ・令和6年度 25,916千円（システム構築）
- ・令和7年度 1,034千円（運用保守）
- ・令和8年度 1,034千円（運用保守）
- ・令和9年度 1,034千円（運用保守）
- ・令和10年度 1,034千円（運用保守）

【別紙1】

高知県屋外広告物規制概要図 (R2.3.1現在)



【別紙2】

表 台帳システム機能一覧表

大分類	小分類	機能	内容	
台帳管理	台帳登録	広告物台帳登録	台帳画面上で広告種類、数量、数量単位、表示面積、照明、手数料、道路名称、設置場所、電柱番号、広告主に関する情報を登録する機能	
		広告物台帳情報編集	更新したい広告物を一覧から選択し、台帳項目の修正・更新を行う機能	
		管理者/連絡先情報更新	屋外広告物の管理者及び連絡先の情報を更新する機能。	
		許可物件情報更新	許可期限の更新をしたい屋外広告物を一覧から選択し、必要な情報を入力すると、許可番号や許可期限を更新する機能	
		許可履歴情報管理	履歴を表示したい屋外広告物を一覧から選択し、履歴情報を登録・編集する機能	
		許可条件その他情報管理	履歴を表示したい屋外広告物を一覧から選択し、許可条件やその他情報を登録・編集する機能	
		広告物台帳削除	除去日、備考内容を入力し、該当物件の屋外広告物を除去する機能	
		申請者番号新規取得	新規の申請者の受付時に、システム内に格納された申請者番号の末尾から連番で申請者番号を自動取得する機能	
		住所自動発生	郵便番号を入力すると該当する郵便番号があった際に、自動的に都道府県・市区町村が入力される機能	
		手数料計算	広告種類、サイズを入力することで手数料を計算する機能	
	台帳検索	台帳条件検索	台帳情報を検索し、結果を表示する機能。	
		台帳条件検索	台帳情報の項目に対して任意で条件を指定し、検索結果を表示する機能。	
	データ連携	WebGIS 位置登録	WebGISを起動し、該当する箇所にポイントデータを登録、編集を行う機能。	
		WebGIS 属性参照	WebGISに登録している屋外広告物のキーコードより、屋外広告物管理システムのデータベースを参照に属性情報を表示する機能。(WebGIS上での属性情報編集は不可とする)	
	便利機能	詳細条件検索	複数の条件式を任意で設定し、検索を行い、結果を表示する機能	
	帳票出力	帳票出力	以下の帳票を作成し、Excel形式で出力する機能。 1)更新通知書、許可申請書 2)許可書(お知らせ文含む) 3)許可台帳作成 4)許可証票 5)許可期限切広告物一覧 6)許可状況集計表(チェックリスト) 7)月別許可申請書集計表 8)地域別広告物一覧 9)広告種別集計表 10)許可申請一覧表 11)申請者別一覧表 12)督促状	
		年次処理	年次処理	データの退去、削除など年次処理を行う機能
	業者管理	台帳更新	業者台帳登録	台帳画面上で開始年度、申請日、許可日、郵便番号、住所、会社名、代表者、許可期限などの申請者情報を登録する機能
			業者台帳更新	更新したい業者台帳を一覧から選択し、台帳項目の修正・更新を行う機能。
業者台帳削除			業者台帳を削除する機能。	
指導履歴			指導の履歴を管理する機能	

大分類	小分類	機能	内容
		登録履歴	業者登録内容の履歴を管理する機能
講習会台帳管理	講習会修了者台帳更新	講習会修了者台帳登録	業者台帳を選択し、講習会修了者情報を登録する機能
		講習会修了者台帳更新	更新したい講習会修了者台帳を一覧から選択し、台帳項目の修正・更新を行う機能。
		講習会修了者台帳削除	講習会修了者台帳を削除する機能。
	検索・抽出	条件検索	業者台帳、講習会修了者台帳の各項目に対して、任意で条件を指定し検索結果を表示する機能
帳票管理	帳票出力	以下の帳票を作成し、Excel形式で出力する機能。 1)屋外広告業者登録簿 2)屋外広告業登録証 3)送付先表(宛名シール) 4)更新案内通知 5)期間満了者リスト 6)更新状況確認リスト 7)業者一覧表 8)屋外広告業登録申請一覧表 9)修了者一覧表 10)講習会修了等認定書	

【別紙3】

表 出力帳票一覧

機能区分	メニュー	タイトル	ファイル名
広告台帳	許可関係	広告物等許可証	許可証.xlsx
		書類送付のお知らせ	広告許可通知書.xlsx
		屋外広告物許可台帳	許可台帳.xlsx
		高知県屋外広告物許可証票	許可証票.xlsx
		広告物等表示・設置等完了届	設置等完了届.xlsx
	期間満了	広告物等の許可の更新について(通知)	広告更新通知書.xlsx
		広告物等の許可の更新について(通知)	広告更新督促書.xlsx
		広告物等(新規・更新・変更)許可申請書	許可申請書.xlsx
		広告物等安全点検報告書	安全点検報告書.xlsx
		許可期限広告物一覧表	許可期限広告物一覧.xlsx
	各種集計表	月別許可申請書集計表	月別許可申請書集計表.xlsx
		広告種別集計表	広告種別集計表.xlsx
		許可状況集計表	許可状況集計表.xlsx
		許可申請一覧表	許可申請一覧表.xlsx
		チェックリスト	チェックリスト.xlsx
広告業者台帳	登録関係	屋外広告業者登録簿	屋外広告業者登録簿.xlsx
		屋外広告業登録証	屋外広告業登録証.xlsx
		-	送付先票.xlsx
	期間満了	期間満了者リスト	期間満了者リスト.xlsx
		屋外広告業の登録の更新について(通知)	業者更新通知書.xlsx
	各種集計表	登録者リスト	業者一覧表.xlsx
		更新状況確認リスト	更新状況確認リスト.xlsx
		屋外広告業者登録事項の変更一覧表	業者変更一覧.xlsx
		屋外広告業更新登録者一覧表	新規更新一覧.xlsx
	講習会台帳		高知県屋外広告物講習会 受付票
		屋外広告物講習会修了証書	講習会修了等認定書.xlsx

【別紙4】

表 GISシステム機能一覧表

機能名		機能概要
ユーザー認証機能		ID 及びパスワードによるユーザー認証ができる
屋外広告物地図表示機能		屋外広告物の所在を地図表示できる
屋外広告物地図登録機能		屋外広告物(ポイント)の作図ができる
地図表示	ズーム機能	表示地図の縮尺を一定割合で拡大・縮小
		表示地図領域内でマウス操作により矩形領域を拡大・縮小
		指定の縮尺で地図を画面に表示
		マウスホイールの操作により地図を拡大・縮小
		地図縮尺を変更せずに、地図の一部分を拡大表示
	移動機能	マウス操作により表示地図の任意の箇所 1 点を指定し、指定した箇所を画面の中心に表示
		マウス操作により地図をつかんだようにして移動
		座標値を任意に入力して、入力した座標位置を中心に地図を画面表示
	地図回転表示機能	北を上で表示する以外に、任意の方角を上にして地図表示
		地図を回転表示させる角度を任意に数値指定
地図サイズ変更機能	地図画面がウィンドウサイズに連動	
戻る・進む機能	地図の表示状態に関して、操作前(後)の表示範囲にもどる(進む)ことができる	
全域表示機能	地図の全域を表示	
ラスター機能	ラスターデータをレイヤとして重ね合わせる	
ベクター機能	ベクターデータをレイヤとして重ね合わせる	
レイヤ管理	レイヤ表示機能	画面上に表示させるレイヤの ON/OFF を任意に切替える
		システムで管理されるレイヤを階層毎に分類してレイヤツリーとして表示
		レイヤごとに、線種、線色、塗りつぶし色等の表現(スタイル)を設定・変更
		レイヤの表示を任意の縮尺範囲でのみ表示されるように設定・変更
	レイヤセット機能	レイヤ表示の ON/OFF や、スタイルを記憶し、名前をつけてレイヤセットとして保存する機能。複数のレイヤセットが保存可能
		保存されているレイヤセットを呼び出すことで、瞬時に多数のレイヤの ON/OFF やスタイルを切り替え
		ユーザー単位に起動時に表示されるレイヤセットを登録
索引図表示機能		メインの地図画面とは別に索引図を表示し、メイン地図画面の表示領域を示す
		索引図上をマウス操作でクリックし、メイン地図画面の表示位置を索引図上でクリックした位置に移動
2 画面表示機能		2 つの地図画面を並べて表示
2 画面同期表示機能		メイン地図の動きと同期しサブ地図画面も拡大/縮小・移動
属性管理	基本属性機能	図形に対応するテキスト情報などを属性情報として関連付けて管理
		作図した図形に対して関連する属性を入力し付与
		指定した図形に関連付く任意の属性の値を編集し、更新
	指定した図形に関連付く任意の属性の値を削除	
	調書出力機能	調書を EXCEL、PDF 形式で出力
検索	地図検索機能	住所や目標物のキーワードを入力して対象の住所や目標物の位置を地図表示
		リスト形式で検索

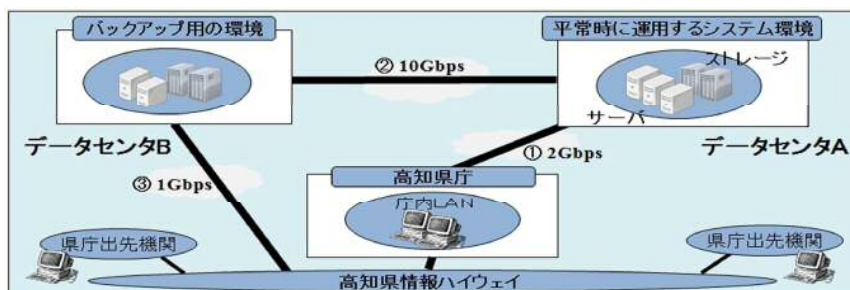
機能名		機能概要
	属性検索機能	検索条件を設定して属性データを検索し表示
		属性一覧画面で、絞り込み検索を実施
		条件検索で表示された属性一覧より選択した属性情報に対応する地物を強調して地図表示
印刷	地図印刷機能	画面表示した地図データを PDF 出力、画像出力
		印刷する地図縮尺を指定
		画面上で表示されている地図の範囲を印刷
		印刷レイアウト(印刷時の地図や装飾の配置や大きさ)を自由に変更・設定
	レイアウト印刷機能	印刷テンプレートとして保存された任意の印刷レイアウトを呼び出して印刷
		印刷する地図にタイトルや方位シンボル等の装飾を施す (タイトル、方位シンボル、スケールバー、縮尺文字列、地図凡例、主題図凡例、任意のテキスト、任意のピクチャ、注意文、連続印刷番号)
		印刷枠を一つずつ配置
	連続印刷機能	複数の印刷枠を、ライン上に配置
		複数の印刷枠を、指定した矩形に配置
	計測	距離計測機能
面積計測機能		地図上でマウスクリックにより指定した多角形の面積を計測
解析等	ラベル主題図機能	属性情報の値を地図上に文字表示
	ランク主題図機能	属性情報の値の範囲で地図上の図形色分け、シンボル分け表示
	個別値主題図機能	属性情報の値で地図上の図形色分け、シンボルを表示
出力	クリップボードコピー機能	地図画面上でマウス操作により矩形領域を指定して、指定範囲を画像としてクリップボードに取り込む
	画像ファイル出力機能	表示中の地図を指定された用紙サイズで出力
	Shape エクスポート機能	Shape ファイル形式で、エクスポート
	DXF エクスポート機能	DXF ファイル形式で、エクスポート
入力	Shape インポート機能	Shape ファイルインポート
	DXF インポート機能	DXF ファイルインポート
	属性表インポート機能	属性表をインポート

第3次庁内クラウドについて

1 概要

オンプレミスの仮想化基盤

通常時は、庁内システムを平常時用の「データセンタA」で稼働させ、下図の①の通信回線を用いて庁内システムを利用する。インターネット接続には高知県セキュリティクラウドを経由することから利用できるポートに制限があります。



2 仕様

(1) 仮想化ソフトウェア VMware vSphere 7 Enterprise

VMwareTools のインストールが必要です。

(2) 庁内クラウドで用意しているソフトウェア

- ・ Windows Server 2019 (CAL 含む) ※ダウングレード権あり
- ・ Red Hat Enterprise Linux
- ・ Oracle Database Standard Edition2
- ・ Oracle Java SE Subscription
- ・ McAfee VirusScan Enterprise Ver 8.8 ※サーバ用あり

(3) 仮想マシン仕様

- ・ 仮想 CPU 数 1, 2, 4, 8
- ・ メモリ 16GB まで (必要に応じて調整)
- ・ ストレージ 1,000GB

バックアップはスナップショットにより行うことができます (7 世代まで、VMwareTools インストール必須)。

ファイル単位でのバックアップは業務システム側で行ってください。

- ・ 監視機能有り (CPU 稼働率、ポート監視など)

※上記を超えるリソースが必要な場合は、システムの仕様から必要なスペックを判断させていただきます。

(4) 物理サーバ仕様

第3次庁内クラウドの新仮想化基盤は、物理サーバ7台(6+1台)構成となり、スペックは以下の通りです。

※7台のうち1台はフェイルオーバー用

- ・ CPU : 336 コア (56 コア (28 コア×2 ソケット) × 6 台)
- ・ メモリ : 4,608GB (768GB × 6 台)
- ・ ハイパーバイザー : VMware vSphere 7.0 U1

3 操作端末

仮想マシンを操作できる端末は高知電気ビル別館にあります。また、サーバ構築後は外部からリモート接続できる仕組みを利用できる場合がありますが、別途、接続回線等の契約を行う必要があります。

4 サーバ構築時の注意事項

- ・仮想マシンの持ち込みはサポート範囲外ですが希望される場合はご相談ください。
- ・操作端末の Windows10 からリモートデスクトップにより LGWAN 系ネットワークに接続した仮想マシンに接続することはできません。
- ・構築時の外部メディアによるデータ持ち込みについてはご相談ください。
- ・LGWAN 系ネットワークに接続した仮想マシンはインターネットに接続できません。

5 その他、県庁のネットワーク環境として利用可能な機能等

- ・SSLサーバ証明書の発行
- ・公開用Webサーバのドメイン（サブドメイン）設定
- ・庁内メールサーバの利用（メール送信）

【別紙 6-1】

新リモートメンテナンスネットワークシステムの利用に係る 接続回線料について

1 接続回線の種類、料金（1回線あたり、税抜）

サービス種別：モバイルアクセス移動利用タイプ（Fiimo）

プラン：ベストエフォート エコノミープラン

データ容量：6GB

初期費用：39,100 円（工事費 27,300 円 事務手数料 3,300 円 VPN設定 8,500 円）

その他：端末証明書発行手数料 300 円

回線利用料：2,580 円／月

2 その他

上記1のサービスが、現リモートメンテナンスネットワークシステムとデータ容量が同等のサービスになりますが、これ以外のサービスについてお知りになりたい場合には、別途お問い合わせください。

【別紙 6-2】

リモートメンテナンスネットワークシステムの利用について

1 変更後のリモートメンテナンスネットワークシステムの概要

(1) 接続方法（回線）の変更について

現在、デジタル政策課で用意したモバイル閉域網により接続を行っていますが、第4次情報ハイウェイ経由での接続に変更することとし、接続方法はモバイル接続又は構内接続に限ることとします。

(2) 接続回線契約、リモートメンテナンス用VPNの構築等について

- 各運用保守事業者が直接第4次情報ハイウェイ総合窓口（株式会社STNet）へ第4次情報ハイウェイ接続サービスの利用申込みを行うこととなります。

第4次高知県情報ハイウェイ総合窓口

フリーコール : 0800-500-4351

メールアドレス : kochihw@stnet.co.jp

- 事前に県庁ネットワーク管理者であるデジタル政策課長に協議し、承諾書の写しを添付の上申込みを行ってください。
(現行のリモートメンテナンスネットワークシステムの利用している保守事業者については、添付の必要はありません。)
- 利用VPN名は「高知県リモートメンテナンス (I)」又は高知県リモートメンテナンス (LG)」としてください。

※ (I) はインターネット接続系、(LG) はLGWAN接続系ネットワーク
なお、1回線でLGWAN接続系ネットワークとインターネット接続系ネットワークの両方に接続することができませんので、ネットワークごとに回線契約が必要となります。ただし、1つのネットワーク内に複数のシステムがある場合は1回線で運用保守を行うことができますが、データ容量の上限に留意する必要があります。

- 専用のクライアント端末はこれまでどおりデジタル政策課から各所属を通じて各運用保守事業者へ貸与することとなります。各運用保守事業者へは、貸与された端末に第4次情報ハイウェイへの接続のための設定等を行うよう依頼してください。

(3) 第4次情報ハイウェイへの接続協議について、

- デジタル政策課にて接続協議を行いますので、各運用保守事業者から個別に行う必要はありません。

- ・ 各課からデジタル政策課に行うリモートメンテナンスネットワーク利用協議を行う際、各運用保守事業者が契約を予定する第4次情報ハイウェイ接続サービスの内容についての記載が必要となります。

(4) リモートメンテナンスネットワークシステムの利用開始について

- ・ リモートメンテナンスネットワークシステムの利用開始は、リモートメンテナンスネットワーク利用協議が承認された後となります。

2 今後の事務手続き及びスケジュール（予定）

(1) 事務手続きの流れ

- ① 事前に各運用保守事業者から直接第4次情報ハイウェイ総合窓口（株式会社S T N e t）に、第4次情報ハイウェイへのアクセス方法、アクセス回線等を相談し、第4次情報ハイウェイ接続サービス契約予定内容を各業務システム管理者（各所属）に提供する。
- ② 各業務システム管理者（各所属）から県庁ネットワーク管理者（デジタル政策課）へリモートメンテナンスネットワーク利用協議の申請を行う。

申請に必要な書類は次のとおり

- I リモートメンテナンスネットワーク利用協議書
(添付ファイル「01_shinseisyo」)
- II 業務委託契約書の写し
(契約日、契約相手、対象システム及び契約期間が分かるページのみで可)
- III 利用者情報
(添付ファイル「02_riyousyajoho」)
- IV 利用者全員分の誓約書
(添付ファイル「03_seiyakusyo」)

※ 現行のリモートメンテナンスネットワークシステムを利用し、運用の見直し後も利用の継続を希望する場合で、契約情報及び利用者情報の変更が無い場合は、上記II～IVの提出は必要ありませんが、Iへその旨の記載をお願いします。

- ③ 県庁ネットワーク管理者（デジタル政策課）から第4次情報ハイウェイ管理者に第4次情報ハイウェイの接続協議を行い、承認が得られた場合は、各業務システム管理者（各所属）にリモートメンテナンスネットワーク利用の承認通知及びリモートメンテナンス用のパソコンの貸与を行う。
- ④ 各業務システム管理者（各所属）から各運用保守事業者へリモートメンテナンスネットワーク利用承認通知の写しの提供及びリモートメンテナンス用のパソコンの貸与を行う。
- ⑤ 各運用保守事業者から第4次情報ハイウェイ総合窓口（株式会社S T N e t）へ

第4次情報ハイウェイ接続サービスの申込みを行う。

- ⑥ 第4次情報ハイウェイ総合窓口（株式会社S T N e t）から、第4次情報ハイウェイに接続するための機器（モバイル接続の場合はU S B ドングル）等の貸与を受け、各業務システム管理者（各所属）から貸与されたパソコンに各種設定を行いリモートメンテナンスを開始する。

（2）各運用保守業者が行う第4次情報ハイウェイ接続サービスの申込みについて

新型コロナウイルス感染症の影響により、リモートワーク等への需要が増大しているため、第4次情報ハイウェイ総合窓口（株式会社S T N e t）から接続用機器の調達やリモートメンテナンス用V P Nの構築等に2～3か月を要する可能性があるとの情報提供がありました。

つきましては、現行のリモートメンテナンスネットワークシステムから継続して利用を希望される場合は、早めの対応を依頼していただきますようお願いいたします。